

事件番号 令和3年(ワ)第10987号 著作権侵害損害賠償等請求事件
原告 三宅勝久
被告 大内裕和

準備書面(2)

2021年10月11日

東京地方裁判所民事第47部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 樽井 直樹
同 弁護士 倉知 孝匡

準備書面2に対する認否

第1 「第2 著作物性について」について

原告準備書面2第2の柱書は、争う。

1 「1 表現に選択の幅がある」について

同1は、争う。

2 「2 創意工夫が凝らされ、かつ著者の思想が表現されている」について

同2は、知らないし争う。

3 「3 小括」について

同3は、争う。

第2 「第3 依拠性について」について

1 「1 被告は『選択』記事の存在を知っていた」について

原告準備書面2第3の1柱書は、否認ないし争う。

(1) 「(1) 被告自身が認めている」について

第一小法廷平成23年12月8日)。

そして、本件において原告が問題にしている被告記述については、これまでの奨学金問題に関する研究や運動の成果、そして原告記述と共通する部分を含め客観的に公開されている資料や問い合わせによって確認することができる事実関係や制度などでしかなく、一般的に利用が可能な情報ばかりである。

しかも、原告記述と被告記述で共通する箇所は、わずか数行程度でしかないため、実質的にも、原告に不利益を与えないものである。

そのため、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がないのは明らかであり、一般不法行為が成立しないといふべきである。

第3 求釈明について

1 求釈明1について

繰り返しになるが、2013年10月25日以降に書籍「日本の奨学金はこれでいいのか!」が被告の元に送られ、被告は、その後原告の執筆箇所を読み、「選択」の記事の「存在」について初めて知った。

もっとも、選択の記事自体が送られてきたことはないため、被告は、選択の記事の具体的な内容は全く不明であった。

さらに、原告執筆箇所の注にも「重複する部分があります」という程度の記載しかなく、具体的な重複する該当箇所は不明である。なお、注などに引用文献が記載されているだけでは、当然に注に記載された引用文献を逐一確認することはない。

2 求釈明2について

制度が変わった点を注釈に付記しただけである。

以上